

「奨学金継続願」の提出について

スカラネット・パーソナルにより「奨学金継続願」を提出してください。

「奨学金継続願」提出対象者

～全体の流れ～

●2025年10月現在、貸与奨学金を受給中の者が対象となります。

第一種奨学金と第二種奨学金を併用貸与している者はそれぞれ「奨学金継続願」を提出する必要があります。

なお、給付奨学金については継続願を提出する必要はありません。

【注意事項】以下の者も**提出対象者に含まれます**のでご注意ください。

・学士・修士・博士(後期)・一貫制博士・専門職学位課程の最終学年ではあるが、過去に休学をしたため、卒業期が2026年4月以降に延期しており、2025年度末(2026年3月)が満期ではない者

・2026年4月1日以降に休学等奨学金を休止する予定の者

・2026年4月1日以降に転学・編入学が確定している者

・現在留学中あるいは留学予定者で奨学金を受けている者(ただし、留学奨学金継続願の提出者を除く。)

・**給付奨学金を受給しているため、併給調整により第一種奨学金の振込が止まっている者**

・**2026年4月以降、貸与奨学金の辞退希望者や継続の意思がない者**

※辞退希望者・継続の意思がない者は、「奨学金振込みの継続の確認」の項目で、「**奨学金の継続を希望しません**」を選択してください。

(注) **日本学術振興会特別研究員採用者あるいは補欠者への注意**

日本学術振興会特別研究員は日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けることはできませんので、**令和8年度日本学術振興会特別研究員に採用内定された方は、「奨学金の継続を希望しない」、**あるいは京都大学ホームページ(ホーム>教育・学生支援>経済支援>さまざまな奨学金>日本学生支援機構(JASSO)奨学金)よりダウンロードし「様式1-2 辞退の異動願(届)」を奨学掛に提出してください。

なお、補欠者は、「奨学金の継続を希望する」として、採用が決定次第直ちに「様式1-2 辞退の異動願(届)」を奨学掛に提出してください。

異動願(届) <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/nihon#dou>

スカラネット・パーソナル



スカラネット・パーソナルより「奨学金継続願」を提出してください。

「奨学金継続願」を提出しない場合、奨学金は“廃止”となります。

【スカラネット・パーソナル ログイン画面】 <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

(新規で使用する場合は登録が必要です。登録は併給・併用していても各人1回です。)

未登録者については、後日 KULASIS メールで登録案内を送付しますので、登録の上、手続きを進めてください。

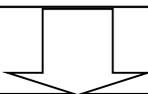
【入力期間】 2025年12月16日(火) ~ 2026年1月18日(日) 【各日 8時~25時】(厳守)

今年度から12月29日~1月3日の期間も入力可能です。

※送信(提出)後の「受付番号」表示で、提出完了となります。

※併用の場合は、それぞれの奨学金(第一種・第二種)に対し、提出が必要です。

審査(適格認定)



提出された「奨学金継続願」の記入内容と学業成績等を総合的に審査し、奨学金継続の可否を判断します。

※継続の可否については、個別には回答できませんので、ご了承ください。

「継続」以外の処置(廃止、停止、警告)者には、4月下旬(予定)に連絡をします。(継続者は連絡はしません。)

なお、停止の処置となっても貸与は卒業予定期までです。

また、継続者の**4月の奨学金振込日は、4月21日**となりますので、ご注意ください。

注意事項

■「奨学金継続願」提出対象外の者について■

- ・2025年度末(2026年3月)までに貸与が終了する者(2026年3月満期者含む)
- ・採用決定日が2025年11月以降の採用者(2025年度秋季入学者・二次採用者)
- ・最終受領希望月を2026年3月以前とする貸与終了手続(辞退・退学・採用取消)を入力期限までに行った者
- ・休止中(現在、休学中等で奨学金の振込が休止されている者)、停止中の者
- ・現在奨学金を受けているが、2026年3月1日以前に休学することが確定しており、2026年3月2日以降も休学する者(ただし、2026年1月16日(金)までに「異動願(届)」を奨学掛事務室まで提出した者が対象となります。)注意:2026年3月1日以前に復学する場合には奨学金継続願が必要となります。
例:奨学金継続願の提出が不要な場合 2026年1月1日休学(異動届:12月下旬提出) 2026年4月1日復学
- ・「留学奨学金継続願」※承認中または2026年4月以前を始期とする「留学奨学金継続願」を提出した者
※私費留学でかつ学籍上の身分が「休学」であり、3ヶ月以上留学する者が提出

■継続願入力時の注意■

(1) 「E-あなたの返還誓約書情報」欄における住所等の変更について

機関保証を選択している場合には、連絡先の住所・氏名等が表示され、人的保証を選択している場合は、連帯保証人・保証人の住所(住民票住所)・氏名等が表示されています。

これらに変更・訂正がある場合は、以下の手続きを行ってください。なお、書類提出が必要な場合には、京都大学ホームページより様式をダウンロードし、学生課奨学掛に提出してください。

①奨学生本人の住所あるいは電話番号に変更がある場合

「E-あなたの返還誓約書情報」欄で修正してください。別途手続きは、必要ありません。

継続願提出後に住所・電話番号の変更があった場合においても、奨学金申請時にマイナンバーを提出している場合、別途手続きは必要ありません。(ただし、継続願の訂正期間(後述「**■入力内容の訂正について■**」参照)での変更であれば、継続願で訂正を願います。)

②連帯保証人等の情報に変更がある場合

【**手続きが必要な場合**】

(人的保証選択者)

- ・連帯保証人・保証人について変更(人物、改姓等)したい場合 →連帯保証人・保証人等変更届(様式5)
- ・連帯保証人・保証人について住民票住所を変更した場合→住所変更届(様式15)

(機関保証選択者)

- ・本人以外の連絡先情報で、人物を変更したい場合→連帯保証人・保証人等変更届(様式5)
- ・本人以外の連絡先情報で、住所を変更した場合→住所変更届(様式15)

様式掲載場所

京都大学ホームページ(ホーム>教育・学生支援>経済支援>さまざまな奨学金>日本学生支援機構(JASSO)奨学金)

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/nihon#idou>

【**手続きが不要な場合**】

連帯保証人・保証人、本人以外の連絡先の電話番号・携帯番号・勤務先

上記については、貸与終了後に行う手続きとなります。

(2)「Hー経済状況」欄における日本学生支援機構からの奨学金等について

- ① 「日本学生支援機構の奨学金」欄については、各月の実際の奨学金振込額の合計額(第一種奨学金と第二種奨学金の併用貸与者はその合計額)が計上されるため、振込停止・振込保留があった場合、合計12ヶ月分以上の振込金額が表示されていますが、この項目は自動表示のため金額修正を行うことはできません。このため、必要に応じて支出欄にある「5)その他」でその超過分を計上して、収支を調整してください。。同様に、採用取消で返戻した奨学金の金額が含まれている場合も、支出欄にその金額を計上し、収支を調整してください。

なお、日本学生支援機構からの奨学金については、スカラネット・パーソナルの「奨学金継続願提出」欄にある「貸与額通知」で振込履歴を確認することができます。

- ② 日本学生支援機構の奨学金欄で計上されている金額には、以下の奨学金が含まれていませんので、2024年12月から2025年11月までの期間、該当の奨学金がある場合には、収入欄の「5)その他」に計上してください。

・**給付奨学金(学部生のみ)**

・採用時に**第二種奨学金の貸与を受けずに第一種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けている場合の入学時特別増額貸与奨学金**

・**辞退した貸与奨学金**

・緊急採用(第一種奨学金)

・海外留学支援制度(給付)あるいは官民協働海外留学支援制度(給付)

- ③大学院修士課程で、「授業料後払い制度」を選択している場合には、収入欄の「日本学生支援機構の奨学金」欄には、授業料支援金の金額が計上されていますので、支出欄の「1)学費」に**授業料支援金の金額を計上も忘れずに計上**してください。

- ④支出欄の「1)学費」については本学独自の授業料免除制度等により、減免されている金額については、計上しないでください。

■適切な貸与月額への指導について■

奨学生本人の収入金額と支出金額の収支差が大きい場合には、適切な奨学金貸与額への変更等の指導を行う場合がありますので、収入・支出金額の入力にあたっては十分注意してください。

なお、奨学金継続願提出時には、「貸与額通知」ボタンがあります。こちらで、2024年12月から2025年11月までに実際の振込履歴及び予定総額等の確認ができますので、貸与額見直し等に活用ください。

■入力内容の訂正について■

入力した内容については、入力期間後であってもスカラネット・パーソナルから奨学生自身で確認あるいは訂正が可能です。提出済みの奨学金継続願のうち、「訂正可」の表示がある奨学生番号について、「奨学生番号」ボタンから訂正できます。

ただし、**訂正は2月21日までに行ってください。**

■奨学金の継続を希望しない大学院生・第一種奨学金貸与者■

大学院生の第一種奨学生が「奨学金の継続を希望しない」を選択した場合、「特に優れた業績による返還免除」への申請は2025年度の申請のみが対象となり、次年度以降には申請できなくなりますので、申請手続き漏れがないようにご注意ください。

奨学掛あるいは所属学部・研究科の教務掛より入力内容等について連絡することがありますので、注意してください。
電話：応答できない場合は、必ず折り返しご連絡ください。留守番電話にメッセージが残っている場合は、その内容に従ってください。

メール：メール（一斉送信含む）を受信できるように設定してください。連絡は主に KUMOI アドレス宛に行います。

【問い合わせ先】

学務部 学生課奨学掛

TEL:075-753-2535

Mail840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp